

## 第 15 回 横浜市税制研究会 議事録

日 時 5月30日(月) 午後5時から午後7時まで

会 場 市庁舎2F応接室

出席者 <委 員>青木宗明委員 上村雄彦委員 川端康之委員 柴由花委員

望月正光委員

<市 側>大場副市長、宇都宮主税部長

<関係局>渡辺経済局長 ほか

<事務局>財政局税制課

### 資 料

【資料1】23年度の進め方について(事務局案)

【資料2-1】中期財政見通し(一般会計)

【資料2-2】ハマの台所事情

【資料3-1】企業立地における税制の活用について

【資料3-2】横浜市企業等誘致推進本部設置要綱

【資料3-3】横浜市中期4か年計画(抜粋)

【資料3-4】条例・規則・要綱

【資料4】地球温暖化対策等に寄与する税制についての整理

【資料5-1】「総合的な震災対策の考え方」(H23.5.17 記者発表資料)

【資料5-2】総合的な震災対策の考え方

【資料6】横浜市における住宅耐震化施策について

### ◇ 座長の選任について

⇒望月委員から青木委員を推薦→青木委員が座長に選任

### ◇ 事務局から、資料1に基づき、23年度の進め方(事務局案)について説明

⇒23年度の進め方について(事務局案)を了承

### ◇ 財政局から、資料2-1及び2-2に基づき、横浜市における中期財政見通し(一般会計)について説明

### ◇ 経済局から、資料3-1～3-4に基づき、企業立地における税制の活用について説明

### ◇ 企業立地における税制の活用について自由討議

・企業立地における税制の考え方の論点として、主に政策税制の位置づけをどう考えるかという点と、公平性への阻害を上回ってやるべき効果や目標

があるか否という点がある。前者の論点については、税財政制度懇話会報告書（平成15年4月）にて整理されているため、次回、当該報告書の説明・補充を行い、論点の認識を委員間で行う。その上で効果や手法の選択について議論する。

- ・今、日本だけを考えると誘致税制を考えても、本当は意味がない。完全なオープンな条件であれば、絶対に誘致したほうが勝つ。日本の状況で考えるならば、企業誘致を取らなかったところは絶対衰退する。対等な条件を持っていなかったら、横浜という優位性を持っていたとしても、あっという間に持っていかれる可能性がある。
- ・国際競争が厳しい現在、企業誘致制度を図るのであれば、当該制度について、税財政制度懇話会報告書の考え方を踏まえた上で、視野を広げて再検討する必要があるのではないか。
- ・過去の検証を含めて、立地の決定要因として実際に何が有効なのかという点について、ケーススタディとして、今まで支援した企業の経営者等からのご意見を聴いていただきたい。
- ・今は地震の関係で立地がリスクになりやすい。特例を与えるエリアを絞るといった、誘致をしやすい方法を加えることを考えるのも良いのではないか。
- ・視野を広げるという点においては、放射能のような、震災を契機としたリスクに関するリサーチを行うことや、助成交付に係る時間の短縮化をどう図るかといった税以外の観点から検討することも必要ではないか。

#### ◇ 事務局から、資料4に基づき、地球温暖化対策等に寄与する税制の整理についてこれまでの意見や論点について説明

#### ◇地球温暖化対策等に寄与する税制の整理について自由討議

- ・既存税制のグリーン化は、地球温暖化対策の全体的な仕組みがどこまでかみ合ったものであるか、バランスを考慮する必要がある。税の軽減対象となる行為の選定にあたっては、施策目的を踏まえ、他の行為とのバランスを欠くことの無いよう、合理的な基準を示していくべきである。
- ・国による政策税制が導入されているなかで、地方自治体である横浜市が独自に税制措置を導入する場合は、その税制措置によって実現される施策が、国の取り組みを超える状態でないと導入する意義がない。また、国の地球温暖化対策で世界レベルに達していないものについて、国の対応を促すために独自の税制度を先駆的に導入していくことも考えられる。
- ・地球温暖化は進行しており実現可能な税制は早期実施が必要である。横浜市全体のCO<sub>2</sub>排出量に占める家庭部門の排出量からみて、家庭部門のCO<sub>2</sub>削減に積極的に取り組むべきで、市民の生活の場「住宅」の側面からの検

討が必要である。

- ・次世代省エネ基準に適合する住宅について軽減の税制度を設けることについては、住宅使用の選択に一定の誘因が働くと考えられる。横浜市の施策目標である「新築住宅の100%が次世代省エネ基準に適合」は最低限の指標でもあり、導入すべき。
- ・政策税制の適用要件は、納税者が有意な行動を選択する際や、税務事務上の対象捕捉のために明確に定めることが必要であり、すでに固定資産税で運用されている制度は、納税者にとっても判りやすく、税務事務上の捕捉も容易である。
- ・CASBEE 横浜は、主に自己評価で施策目的への寄与や評価基準が条例規定でなく税制上の課題である一方、地球温暖化防止施策として有効に機能することが期待される。
- ・スマートグリッドは、需給状況に応じた太陽光発電等の再生可能エネルギー有効活用、地域内の電力使用コントロールが想定、分散型電源のため危機発生時のエネルギー供給停止回避など特徴があるが、将来の普及促進に向け税制活用について具体的検討を行うことは重要と考える。そのため実証事業等を加速してスマートハウス仕様など政策としての具体化を早期に図ることが必要。
- ・住宅施策は「量」から「質」へと転換、都市計画税の新築住宅軽減の制度導入の背景となった住宅不足は解消し、当初の目的を達成していると考えられる。一律、住宅が減額対象となるよりは、省エネルギー性能の高い住宅に限り減額するという方が、インセンティブ効果がより高く機能すると考えられる。

◇ 政策局から、資料5-1に基づき、総合的な震災対策の考え方について説明

◇ 建築局から、資料6に基づき、横浜市における住宅耐震化施策について説明

◇ 閉会。